

令和3年度 佐井村一般廃棄物最終処分場水質検査結果表

施設名		佐井村不燃物埋立最終処分場															
所在地		青森県下北郡佐井村大字佐井字原田地内															
試料採取場所		佐井村一般廃棄物最終処分場															
試料採取種類		地下水															
検査項目	単位	基準値	令和3年度														
試料採取した年月日	—	—	4月15日														
水質検査結果が得られた年月日	—	—	4月27日														
1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと														
2	総水銀	mg/L	0.0005以下														
3	カドミウム	mg/L	0.003以下														
4	鉛	mg/L	0.01以下														
5	六価クロム	mg/L	0.05以下														
6	砒素	mg/L	0.01以下														
7	全シアン	mg/L	検出されないこと														
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと														
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下														
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下														
11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下														
12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下														
13	1・2ジクロロエタン	mg/L	0.004以下														
14	1・1ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下														
15	1・2ジクロロエチレン	mg/L	シス及びトランスの 合計量0.04以下														
16	1・1・1トリクロロエタン	mg/L	1以下														
17	1・1・2トリクロロエタン	mg/L	0.006以下														
18	1・3ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下														
19	チウラム	mg/L	0.006以下														
20	シマジン	mg/L	0.003以下														
21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下														
22	ベンゼン	mg/L	0.01以下														
23	セレン	mg/L	0.01以下														
24	電気伝導率	mS/m	43.7														
25	塩化物イオン濃度	mg/L	103														
26	1・4ジオキサン	mg/L	0.05以下														
27	クロロエチレン	mg/L	0.002以下														
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下														

試料採取種類	放流水		令和3年度												
	検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日											
				4月15日											
				4月27日											
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと												
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下												
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下												
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下												
5	有機燐化合物	mg/L	1以下												
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下												
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下												
8	シアン化合物	mg/L	1以下												
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下												
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下												
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下												
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下												
13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下												
14	1・2ジクロロエタン	mg/L	0.04以下												
15	1・1ジクロロエチレン	mg/L	1以下												
16	シス1・2ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下												
17	1・1・1トリクロロエタン	mg/L	3以下												
18	1・1・2トリクロロエタン	mg/L	0.06以下												
19	1・3ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下												
20	チウラム	mg/L	0.06以下												
21	シマジン	mg/L	0.03以下												
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下												
23	ベンゼン	mg/L	0.1以下												
24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下												
25	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下												
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下												
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	アンモニア性窒素に0.4乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下												
28	水素イオン濃度	—	5.8～8.6	8.2											
29	生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.5											
30	化学的酸素要求量	mg/L	90以下	2.4											
31	浮遊物質	mg/L	60以下	1未満											
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下												
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下												
34	フェノール類含有量	mg/L	5以下												
35	銅含有量	mg/L	3以下												
36	亜鉛含有量	mg/L	2以下												
37	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下												
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下												
39	クロム含有量	mg/L	2以下												
40	大腸菌群数	個/cm3	3,000以下												
41	窒素含有量	mg/L	120以下	1.09											
42	燐含有量	mg/L	16以下												
43	1・4ジオキサン	mg/L	0.5												
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下												

備考「検出されないこと」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

試料採取種類	保有水(原水)		令和3年度																		
	検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日																	
				-																	
				-																	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと																		
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下																		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下																		
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下																		
5	有機燐化合物	mg/L	1以下																		
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下																		
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下																		
8	シアン化合物	mg/L	1以下																		
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下																		
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下																		
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下																		
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下																		
13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下																		
14	1・2ジクロロエタン	mg/L	0.04以下																		
15	1・1ジクロロエチレン	mg/L	1以下																		
16	シス1・2ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下																		
17	1・1・1トリクロロエタン	mg/L	3以下																		
18	1・1・2トリクロロエタン	mg/L	0.06以下																		
19	1・3ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下																		
20	チウラム	mg/L	0.06以下																		
21	シマジン	mg/L	0.03以下																		
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下																		
23	ベンゼン	mg/L	0.1以下																		
24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下																		
25	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下																		
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下																		
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	アンモニア性窒素に0.4乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下																		
28	水素イオン濃度	—	5.8～8.6																		
29	生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下																		
30	化学的酸素要求量	mg/L	90以下																		
31	浮遊物質	mg/L	60以下																		
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下																		
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	mg/L	30以下																		
34	フェノール類含有量	mg/L	5以下																		
35	銅含有量	mg/L	3以下																		
36	亜鉛含有量	mg/L	2以下																		
37	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下																		
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下																		
39	クロム含有量	mg/L	2以下																		
40	大腸菌群数	個/cm3	3,000以下																		
41	窒素含有量	mg/L	120以下																		
42	燐含有量	mg/L	16以下																		
43	1・4ジオキサン	mg/L	0.5																		

備考「検出されないこと」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。